

地域計画

策定年月日	令和7年3月24日
更新年月日	()
目標年度	令和10年度
市町村名 (市町村コード)	倉吉市 203
地域名 (地域内農業集落名)	西郷地区 (上余戸、栗尾、大原)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	62.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	62.9 ha
② 田の面積	50.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	12.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

西郷地区は倉吉市の中心に位置し大部分が用途区域に指定されているため、住居や商業用建物が多い地域である。まとまった農地は少ないが、用途区域外の上余戸・栗尾・大原集落では水稻を中心とした水田農業が展開されている。また、大原集落は倉吉市を代表する農産物である「大原トマト」を生産しており、ビニールハウスが数多く建ち並ぶ。各集落ごとに中山間直接支払制度や多面的機能支払制度を活用しながら健全な農地を守ってきたが、農家の高齢化や農業離れにより、維持管理が困難な農地が出始めてきた。地域外からの担い手も規模を縮小し始めたため、今後に不安を感じている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

これまでと同様に各地域により水稻・大豆・トマトを中心とした農業を展開していく。地域内の農業者だけでは、農地の管理が難しくなってきたため、地域外の大型農家など担い手への積極的な農地の貸し出しを進める。農業用施設については、土地改良区が中心となり今後の改修計画を検討していく。各集落においても中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度や市の原材料支給制度を活用し農業用施設の維持管理に努めていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心とした担い手への農地集積・集約化を進める。
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標
現状の集積率 8.7 % 将来の目標とする集積率 10 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標
農地中間管理機構を活用しながら、目標地図に位置づける担い手の経営状況に応じて団地面積の拡大を図るなど段階的に集約化を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農業委員を中心にきめ細やかな相談・調整体制を堅持する。 地域内外の担い手へ積極的に農地の貸し出しを図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域全体の農地を対象に農地中間管理機構を活用して、積極的に担い手農家へ農地集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組
大原土地改良区、上大口土地改良区を中心に必要性の高いものから事業効果などを踏まえ検討する。 中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度に取り組む各組織で管理する農道の路面補修や水路の目地補修などを実施し、農業用施設の長寿命化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
倉吉市、鳥取県、JAと連携しながら、地域内外から多様な経営体を募集する。特に新規就農者に対しては、農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①各地区において、効率的な電気柵の設置を行う。
- ③担い手不足の解決策の1つとしてスマート農業の積極的な取り入れを検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 10 年度)			
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示
認農		トマト	1.2 ha	ha		1.2 ha	ha	A
認農		トマト	1.8 ha	ha		1.8 ha	ha	B
認農		トマト	1.1 ha	ha		1.1 ha	ha	C
認農		トマト	0.3 ha	ha		0.3 ha	ha	D
認農		トマト	1.1 ha	ha		1.1 ha	ha	E
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
計	5経営体		5.5 ha	0 ha		5.5 ha	0 ha	

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

- 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。